

税務課からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する地方税における猶予制度について

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方について、以下の事例に該当する場合、地方税について**猶予制度**があります。

☆ 猶予制度

徴収の猶予（地方税法第 15 条）

申請による換価の猶予（地方税法 15 条の 6）

☆ 事 例

1. **災害により財産に相当な損失が生じた場合**
（新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合）
2. **本人又は家族が新型コロナウイルス感染症にかかった場合**
（納税者本人又は生計を一にする家族が新型コロナウイルス感染症にかかった場合）
3. **事業を廃止、又は休止した場合**
（納税者の方が営む事業について、新型コロナウイルス感染症に関わる事由でやむを得ず休廃業をした場合）
4. **事業に著しい損失を受けた場合**
（納税者の方が営む事業について、新型コロナウイルス感染症に関わる事由によって利益の減少等が発生し、著しい損失を受けた場合）

該当される方は七宗町役場 税務課までご相談ください。

【問い合わせ先】 税務課 0574-48-1144